

平成 29 年度 第 2 回四條畷市補助金制度在り方検討会 議事摘録

- 日 時 平成 29 年 11 月 15 日（水） 10 : 00～11 : 35
- 場 所 四條畷市役所 本館 2 階 ミーティングルーム
- 出席委員 = 5 名 : 辻委員、施委員、坂本委員、藤岡委員、増田委員
- 傍聴者 = なし
- 事務局 = 3 名 : 砂本総務部副参事（特命担当）、喜多市民生活部次長兼地域協働課長、宇都宮市民生活部地域協働課主任

担 当	内 容
事務局	<p>皆様おはようございます。本日は、ご多忙の中ご参集いただきありがとうございます。</p> <p>それでは、会議に入ります前に、本日の配布資料の確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、次第となります。次に A 3 版の資料、本市補助制度に係る概要一覧（未定稿）と、他市の類似事例として、函館市、佐野市、寝屋川市の報告書を参考として準備しております。皆さま過不足等ございませんでしょうか。</p> <p>それと、今回少し時間がかかってしまいましたが、第 1 回検討会の議事摘録を机上配布させていただいております。</p> <p>さて、それでは各委員の皆さまに円滑な会議の進行にご協力いただきながら、概ね 1 時間半から 2 時間、遅くとも正午までには会議を終了できればと考えておりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>それではこの後の進行に関しましては委員長よろしく願いいたします。</p>
辻委員長	<p>どうも皆さんおはようございます。</p> <p>前回、大変に議論が盛り上がったところではありますが、本日は年の瀬も近くなってまいりましたので、速やかな進行にご協力をよろしく願いいたします。</p> <p>それでは本日の次第に沿って進行したいと思います。</p>

事務局	<p>第1点目として、補助金制度の課題等に係る意見交換ということでございます。これについて各委員の皆さまから意見を頂戴するということとなりますが、その前に事務局から配布資料の内容について、補足説明をお願いします。</p> <p>それでは本日お配りしている資料、本市補助金制度に係る概要一覧をご覧くださいと思います。この全てを説明する時間はありませんので、前回いただいた意見を元に、事務局で特に整理した部分について簡単に説明いたします。</p> <p>まず、各補助金の並びについて、各委員からいろいろな意見をいただきましたが、現時点においては、各課ごとの並びとさせていただきます。</p> <p>整理した内容としましては、前回議論いただいていた義務的なもの、法的な制約で本市に裁量の余地がないものについて項目立てしています。また、直近の決算額だけでなく制度開始当初の金額についても分かる範囲で記載しています。次に補助区分ということで、国や府の補助の有無、有る場合については補助割合を記載、それから国や府の補助制度に、市がそれに上乗せや横だしの補助をしているものの有無について整理いたしました。</p> <p>これらについて、特に何点が補足しますと、まず、国の法令等に基づく義務的補助金について「有」となっているものでも、例えば資料1番目の職員福利厚生事業補助金で言えば、確かに法律を読むと地方公務員法で職員の福利厚生に努めなければならないという定めがあるものの、個々の福利厚生制度が法律で定められているかというところではないといったようなものもあります。また、法的な義務はないけれども、他市や他機関と共同で補助を行っている事業などについては、事実上の義務があるという認識で原課から回答があったものなども含まれています。</p> <p>他に、国、府補助の有無というのは割と多くありますが、特に前回意見をいただいていた、上乗せや横だしの補助制度については、1件だけ該当がありました。資料でいうと70番の私立幼稚園就園奨励費補助金になりますが、これについては、一部対象者への上乗せ補助や、国の制度の対象とならないものについても横だしで補助をしているということでした。</p>
-----	---

辻委員長	この件に関して、資料を見ると約7,500万円という金額は、市が出しているのが67%分でそれが約7,500万円ということですか。
事務局	いえ、そうではなくて国の補助額を含めた全額ということになります。
施副委員長	他の補助金も全てそういう見方をするとということですね。
事務局	はい、そうなります。 別の観点になりますが、事務局でこの資料を整理している段階で少し感じた点として、例えば3番の財政課の緊急耐震貯水槽設置及び維持管理事業について、内容は災害時に対応するための貯水槽の設置と維持管理になるのですが、これを達成するための資金が、市の一般会計から水道事業会計への補助金という形になっておりまして、これは補助金なのか疑問に感じるようなものもありました。こういった部分も含めて、本日は各委員の皆さまから様々なご意見をいただく中で、本市の補助金の課題を見出していければと考えています。 以上、簡単にはなりますが、事務局からの資料の説明とさせていただきます。
辻委員長	今、資料の説明をいただきましたけれども、委員の皆さまから、個別にもう少し詳しく説明をお願いしたい点などあればお願いします。
坂本委員	先ほど少し説明ありましたけれども、3番の緊急貯水槽の設置事業について、これは生活水、飲料水確保のための事業になるのですか。それとも防災の観点も兼ねたということになるのですか。
事務局	事務局で把握しているのは防災の観点であったということです。災害時に水道が止まったときの飲料水を確保することを主旨に、耐震性の貯水槽を作りたいということで当時は水道局にお願いをして、忍ヶ丘の駅前に貯水槽を作ったという経緯だったかと思います。

坂本委員	<p>これ、補助という形になっていまして、一般会計と水道事業会計との負担割合ということだと思いますが、むしろ補助金というよりも市から応分の負担をするという負担金という要素が強いのではないかと思います。</p>
事務局	<p>財政課に確認したのですが、財政課の方も、かなり昔に水道局と協議書を締結しているということで、今の担当者に聞くと、やはり補助金というよりも一般的な分担金ではないかというような答えでしたが、昔から補助金という形式をとっていて、それが漫然と続いているのが現状ではないかということでした。そういう意味では名称が補助金であったとしても、本当にそれでいいのかという視点も今後検討していく上で必要なのではないかと考えています。</p>
辻委員長	<p>いわゆる費目の整理ということですね。他に費目の整理という観点に関わるような補助金はこの中にありますか。</p>
事務局	<p>全てではないですが、一例を挙げると、金額は少ないですが、6番の人権政策課の平和啓発事業補助金について、内容を原課に確認したところ、平和人権展という催しの中で行う戦中食の試食会を、婦人会連絡協議会にお願いしてやっていたというものでした。</p> <p>本来の補助金の在り方として、ある団体が取り組んでいる活動がまずあって、それに対して市が支援するという意味で補助を行うということであるはずが、内容を聞いておりましたら逆で、市の事業をその団体をお願いしてやってもらっているということで、その部分で言えば補助よりも業務委託に近いのではないかというようなものもありました。</p>
辻委員長	<p>であれば、例えば今の補助金を打ち切ったとすると活動しなくなるということですか。</p>
事務局	<p>この件に関しては、補助金という名前が付いていますが、お願いしてやって</p>

	<p>いただいているという要素が強いので、補助金がなくなればおそらく活動はなくなると思われますし、もうひとつ言えば、元々市側から依頼している点で、事業の効果検証というの言いにくい部分もあるのではないかと考えています。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>基本的に市の事業をサポートしてもらっているという点で補助金とは言いにくいということですね。</p> <p>ある課がある団体にお金を拠出する場合の考え方を整理した方がいいかもしれないですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>一般的には他市事例を見ていると、補助と委託の2つに分かれる形になるのですが、他市事例を見ても混在しているような感じですので、まずはそこを整理していく必要があるかもしれないですね。</p>
<p>坂本委員</p>	<p>補助と委託ともうひとつ、材料などが必要な場合に、一般会計から消耗品費で直接材料支給をするような方法もあると思いますね。金額が大きければ業務委託という形でも良いかと思えますけど。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね。既存事例でいうと、建設課の緑化推進事業で、市内の緑化を推進しているみどりと花の会という市民団体に、市の予算から花の苗を購入して配布しているという例がありますね。植えた後の日常の維持管理は団体さんに任せるという役割分担で。</p>
<p>坂本委員</p>	<p>いろいろ考えられますよね。農道の補修などで、わざわざ補助金で出さずに、土嚢を材料支給して補修は地元の農家の方にお問い合わせするとか。</p>
<p>事務局</p>	<p>言葉が適切かは分かりませんが、整理の部分で言えば、補助、委託、支援というような形ですかね。</p>

坂本委員	<p>他にも、例えばイノシシ被害に直面している農家への支援として、防護柵の材料となるトタン板を支給するとかを行っている市もあったかと思います。</p>
施副委員 長	<p>補助金の定義として、先ほど言われたような補助か支援かという観点は別にしても、公益上の必要性を認めた場合に費用の一部を市民団体に給付するというのは一般的に分かりやすい補助金の定義だと思います。</p> <p>もうひとつ、補助の対象となる事業の定義として、行政側で立案した政策を推進するために、その目的を達成するための設備投資、行動、研究など、これもひとつの定義になると思います。先ほどの防護柵の話と重複する部分がありますが。</p> <p>ひとつお聞きしたいのですが、こういった補助金の内容の整理や住み分けはこの検討会でするのですか。</p>
事務局	<p>まだ事務局が想定する今後の予定の話ですが、来年度の上半期で、新たな公益活動の担い手でもチャレンジできる、市民協働の観点からの公募型の補助金提案制度の構築に向けて先に委員の皆さまにご審議いただきたいと考えていまして、その制度を作ることによって、これまで光の当たらなかった人や団体に対する、まず制度上のひとつの受け皿を作りたいと考えています。</p> <p>その後、既存の補助金、今のこの抽象的、概要的な資料にまとめられているものを、精査した個票のようなものに整理し、個々の既存補助金について、例えば継続、拡充、縮減、変更、廃止などの区分に従い、この検討会で判定するというような形で行っていきたいと考えています。例えば、先ほどの委託か補助か、の話で言えば、補助ではなく委託へ手法変更すべきではないかなど、個別に検討を行っていった結果の積み上げを、報告書として取りまとめたいと事務局としては考えています。</p>
藤岡委員	<p>一個一個をこの場で検討するというよりも、この検討会では、補助金とはこういうもので、委託とはこういうもので、先ほどの材料支給とはこういうものでとか、考え方や方針を整理するだけで、見直しの判断は原課でする形でない</p>

	<p>と、この検討会で、これは委託、これは補助金という判断をするのは、この検討会で個々の内容を詳細に把握するのが難しい中、困難ではないかと思えます。この検討会で示した大きな方向性に基づいて判断は原課ですというやり方の方がスムーズではないかと思えます。</p>
事務局	<p>少なくともこの検討会は何かを決定する機関ではなくて、例えば先ほどの補助か委託かの話であれば、具体的な手法は別にして、本検討会としてはこの補助金は委託と思われる、というあくまでも提言を市へ返していただくという場になると思えます。</p>
事務局	<p>それを元に、後は返ってきた提言に基づいて、原則は今藤岡委員が言われたように原課で判断をしていくという話になってくると思えます。</p>
辻委員長	<p>我々としてみたら、今の段階でこれは補助金なのか委託なのかというのは分からない訳ですよ。ですから補助金の見直しという観点からすれば、今現状この補助金がどういう内容なのか、例えば委託と思われるようなものがあればそれを整理して仕分けした方が分かりやすいのではないかと、要するに補助金の実際のところの費目、中身をはっきりさせると、今後の検討で新たな補助制度を作って新たな団体に門戸を開いて行くにしても、それが基準として使える形になってきますので、それがあれば我々も提言していける気がします。</p>
施副委員長	<p>もう1点確認ですが、来年度に我々が行う個々の補助金の検討について、これは委託かどうかなど、我々が決定するのではなくて提言とおっしゃったけれども、では補助金に関するルールは我々が決めるということで良いのですか。</p>
事務局	<p>四條畷市の補助金はこうあるべきという方向性はこの場で決めていただき、提言いただくものと考えています。</p>
施副委員長	<p>分かりました。</p>

長	
事務局	<p>今日のここまでの話の中では、補助金という名前は付いているけれども実質的には委託ではないか、という課題がひとつ見つかったと事務局としては考えています。</p>
藤岡委員	<p>個々の事例を具体的に検討していく中で、こういう課題があるという進め方をした方がより分かりやすいと思いますね。例えば、この補助金については委託か補助金が微妙なところがあるので、これは委託ではないかと思うのでどうですか、というのを我々に聞いてみるというような形式で。</p>
事務局	<p>事務局的には、今は補助金の在り方の方向性を導き出す段階であると考えているので、まだ個々にそこまで踏み込む段階ではないと考えています。</p>
藤岡委員	<p>個々にではなくとも、例えば17番以降の商店街への各補助金などで、同じような名前の補助金がいろいろな商店街に一律に支出されていることに触れて、これについて例えば金額を固定したまま漫然と支出しているのか、補助金があるから逆に何かしなければいけないというような本来とは違う形になっているのか、補助金執行に関する運用上のルールの中でこういう実状があるからこうしている、といったような部分が簡単にでも例としてあった方が課題が見出しやすいのではと思います。</p> <p>他には、例えば事務局から、担当レベルでこういう課題があると認識しているなど、ヒント的なものを提示してもらった方が分かりやすいのではと思います。その積み上げの結果、補助金とはこうあるべき、というような結論が導き出せるのではないかと考えています。</p>
辻委員長	<p>今おっしゃていることもその通りなのですが、私がイメージするのは、本当にそれが補助金なのかというのをはっきりさせるということがひとつと、補助金の原資はやはり市の貴重な税収ですから、いかに効率的に配分するかという</p>



	<p>ことを考えると、補助金が有効に活用されているかという観点が必要であると考えていて、その効果検証を現状どこが把握しているのか、それを行った上で次年度もまた補助しましょうといったいわゆるシステムが重要であると思います。今は各課がバラバラに補助金を執行している訳で、市全体として補助金がいろんな意味で適正なのかを管理するというか調整するような担当課があってもいいのかなと。もっと言えば、1年中その仕事をする訳ではないでしょうから、期間限定で各部署から集まってくるプロジェクトチームのような機関がある方がいいと思っています。要するに検証することが僕は大事であると思っています。</p> <p>もう一つは、税収が減っていく中で限られた税金を有効に使う必要がある中、現状で補助金を交付している団体にそのまま使い続けると、新たな補助制度を構築するための財源が確保できなくなるのではないかと危惧していました、そこをどう見直すかというのがこの検討会の重要な役割であると考えています。</p>
事務局	<p>ただ今の発言は、いわゆる固定化、既得権益化しているような補助金をどうしていくかということですね。</p>
坂本委員	<p>今委員長が言われた検証する機能を持った部署を作るというのは良いことだと思いますが、その前に、今既存の補助金の中でどんな課題があって、その課題のポイントを項立てする必要があるのではないかと思います。そういったチェック項目のようなものを設けて、それに基づいて検証していくという手法をとった方が良いのではないかと私は考えます。例えば補助金の必要性とか、有効性、効果検証、補助基準、公平性の観点、などの検討するための柱立てを委員の中で組み立ててから検証に移っていくことが必要であると思います。</p>
辻委員長	<p>そうですね。効果をどういう観点で判断するかについての柱というか基準は確かに必要になってくると思います。</p>

坂本委員	<p>先ほど藤岡委員がおっしゃった商店街絡みの補助金についても、いろんな団体に補助しているということで、それぞれどう違うのか既存補助金の中で見えてこない、もっと統一できないかとか、個別に補助を出す必要があるのかなどは、やはりそういった検討のための柱に基づいて検証していく必要があると思います。</p>
辻委員長	<p>次年度は個別に見ていくということですからね。</p>
坂本委員	<p>そのための柱立てを今年度は作っていくことが必要であると思います。</p>
施副委員長	<p>柱立てができて、その柱に基づいて来年度1個ずつ我々が評価していくのですが、その柱を評価するための基準が必要であると思います。</p> <p>それで先ほどの補助金の定義にまた戻りますが、委託事業も同じなのですが、補助金を交付するにあたって、受給団体に将来的にこうなって欲しいという、首長の意向なりなんなりの行政としてのスタンスを持つことが重要であると思います。例えば補助金を交付するけれども、1年、2年、3年後には大枠でも良いのでこういう風になってくれたらいいねという行政の思惑というか方針をオープンにした上で、補助金の交付を希望する団体に企画書を提出してもらうというような審査の仕方が良いのではないかと思います。</p>
辻委員長	<p>我々が今年度で取りまとめる報告書はパブコメをされるのですか。</p>
事務局	<p>報告書の形式ですので、パブコメはしません。</p>
辻委員長	<p>今施副委員長がおっしゃったことは、おそらく他の自治体がどういう風に補助金を考えておられるかということかと思しますので、次の資料の説明をしていただけると理解しやすいと思いますので、事務局からお願いできますか。</p>
事務局	<p>今日お配りしている資料で、函館市、佐野市、寝屋川市の補助金在り方検討</p>

に関する提言書、報告書を用意させていただいております。我々は今回5回の検討会で提言をいただく形を予定しておりますが、函館市や佐野市の提言書というのは、かなり多くの会議を開催されておりました、どちらかというと先に既存補助金の内容について、各委員がグループワークなどをしながら精査した中でひとつの提言書を作られている形となっております。

寝屋川市の中間報告というのは、これも11回位会議をされておられるのですが、函館市や佐野市がどちらかという具体的な記述になっていて、函館市はこの後にガイドラインを作られていたりするのに対して、寝屋川市は中間報告の形になっていて、どちらかという抽象的な形で、補助金とはこういう方向に向かう必要があるというような報告内容になっておりました、今事務局が想定している来年の3月にする報告は、会議の開催回数などからも、寝屋川市のものに近い形で、四條畷市の補助金の現状と課題、そしてその解決に向けた視点、それを受けた今後の方向性、位までを示すような形になるのではと考えております。

会議の開催数が十分に取れば、まず個々の補助金を精査していき、その積み上げの中から方向性を導きだしていくやり方もできるかとは思いますが、本市の場合、会議の開催数が限られていることから、まずは大枠の視点、先ほど議論にあった、補助金を検証するための柱や方針のようなものを構築してから、次年度以降、それに基づいた個々の補助金の精査へと議論を展開していけたらと考えています。

辻委員長

そうですね。その方がアプローチとしては良い気がしますね。

事務局

他市事例を見ていく中で、やはり補助金について抱えている課題はどこの市を見ても共通する部分は多く、参考にすれば本市に当てはまる部分も非常に多くなってくると思いますので、今日いろいろな本市の補助金に関する課題を頂いた上で、それを受けて次回からは、頂いた意見と他市事例を組み合わせながら、事務局で報告書のたたき台を資料として提出させていただいて、そこに対して意見をいただく方が、各委員からの意見も頂戴しやすいのではないかと考

	<p>えています。</p>
辻委員長	<p>寝屋川市の資料の3ページ目に補助金評価の視点というものがありますが、これは凄く参考になるのではないかという気がしてしまして、例えば先ほど議論のあった補助か委託かの話なども、補助・委託明確化の原則という項目に書かれていますよね。せっかくこういうものがありますから、今後我々が検討していく中でも必要となってきますよね。嬉しいことに、既にこういうものがある訳ですから、最低でも我々はこれ以上のものができるということですよ。そうしないと参考にする意味がないですしね。</p>
坂本委員	<p>今、既存補助金の資料を見ていたのですが、2番の人事課の自主研修活動助成ですか、これは平成28年度は実績額0ですよ。実績のないものについてはある程度整理する方向性を持った方が良いのではないかと思います。一覧表を今ざっと見てみた感想ですが。</p>
辻委員長	<p>これは予算枠としてはあるけれども、申請がないということですか。</p>
事務局	<p>そういうことです。</p>
辻委員長	<p>申請がないということは必要がないということですよ。ある意味。</p>
坂本委員	<p>そういう見方もあり、一般的に実績がなければ必要性としてはそれほど感じないですよ。</p>
事務局	<p>もしくは、別の課題になりますが、使い勝手の悪いものになっているということですね。</p>
辻委員長	<p>例えばよく、新築家屋の建築や家屋の補修に対する補助なんかも、申請がなければ基本的には必要性がないですよ。</p>

事務局	<p>制度を始めたときの市の政策的意図と、今の現状がかい離してしまっていて、本来かい離した段階で制度内容を改めれば良いものがそのまま残ってしまっているというようなケースも想定されうるものと考えます。</p>
辻委員長	<p>こういったものを削除するとなればどういう手続きが必要になってくるのですか。</p>
事務局	<p>先ほどの人事課の研修補助の例でいえば、関連法として地方公務員法の39条で職員の研修に努めなければならないとありますが、何もこの自主研修活動助成金はその方法にあたるという訳ではなく、かつ市の要綱で設置しているものですので、市内部で調整がつけば廃止することはできますが、職員の待遇が変わるということで、職員団体との一定の協議が発生するということになると思います。</p>
坂本委員	<p>実際に市が行うべき研修というのは、人事課が年間計画をたてていろいろな一般研修をしていると思いますが、それ以外に自発的な自己研修に対して助成しますよという制度ですよね。これに対して応募数が多ければ継続ということが良いと思いますが、実績がないというのであればどうかなと思います。</p>
事務局	<p>あまりこの補助金だけを取り出して個々にどうこう言うのもどうかとは思いますが、我々が持っている印象として、自主研修を受けて、それが受けた方の資質向上にどれだけ繋がったという効果検証ができてないように感じています。</p>
辻委員長	<p>従前と比べて、前の研修体制よりも今の方が充実しているということはある訳ですか。</p>
事務局	<p>大阪府内であれば、研修機関として財団法人大阪府市町村振興協会（マッセ</p>

	<p>OSAKA) というのがありまして、そこで行われる研修に積極的に参加するようにといったことはあります。</p>
辻委員長	<p>研修の充実については、そちらの方へ移行していっているというのが庁内で共通認識できれば良い訳ですね。</p>
事務局	<p>そうであれば問題はないかと思います。</p>
坂本委員	<p>決してこの補助金をやめろと言っている訳ではないですが、件数の少ないものについては一度検討する必要があるということで意見させていただきました。</p>
藤岡委員	<p>7番の地区補助金というのは金額が大きいですが、これもほぼ固定化しているようなものですよ。</p>
事務局	<p>これは事務局が所管しているものになりますね。</p>
坂本委員	<p>これに関して、市の広報誌の配布料というのは補助金の内訳として入っているのですか。</p>
事務局	<p>現在、本市では月1回広報誌を発行しているのですが、地区によって、シルバー人材センターへ配布を委託しているところと、地区で直に配っていただいているところがあります。広報誌の配布に係る委託料については、秘書広報課の方で別途地区へ支払いをしています。</p> <p>地区補助金に含まれている分は、月1回、行政からの情報発信ということで、地区の掲示板へポスターを貼っていただくことや、回覧板に入れて回していただくためのチラシの回覧といった部分については、特に委託料としては払っていない代わりに、地区補助金という、名目上は地域コミュニティの醸成に資する目的で使ってくださいという非常に包括的な補助金の使途の内訳の一つと</p>

	<p>して入っているような形になっており、一部業務委託的な要素も含んでいます。</p> <p>また、藤岡委員おっしゃられたとおり、この補助金はかなり歴史の古いもので、内容についても、各地区でこういう事業をしたいから補助金をくださいというものではなく、単純に年度当初の各地区の人口に基づいて補助金を算出しているということになっています。</p>
辻委員長	自治会の数はいくつあるのですか。
事務局	現在は32です。
辻委員長	ということは大雑把に計算すると、平均で1自治会20万円位になりますね。
事務局	この補助金はある種固定化していると感じており、課題として効果検証がやりにくいという部分もありますし、実質的な自治会への運営費補助になっているようなところもあります。
坂本委員	自治会への加入率はどれくらいですか。
事務局	調べたのはだいぶ昔で、10年前位の確か平成18年だったかと記憶しておりますが、約85%であったかと思えます。
増田委員	自治会は独自の財源はお持ちなのですか。
事務局	基本的には原則自治会費で運営されています。
増田委員	自主財源はどの位の割合になりますか。

事務局	完全に各自治会によってバラバラですね。人口の小規模なところは地区補助金の割合も上がりますし、一番規模の大きい地区は1万人を超えるところもあるので、それ位になってくると正直地区補助金なしでも、自治会の経営上は何の影響もないようなところもあります。
施副委員長	7番の地区補助金以外でも自治会に補助しているものもあるのですか。
事務局	その他で言えば地区の防犯灯の電気代に補助金を出しています。地区と行政と折半という形になっています。
坂本委員	自治会館の建設補助金もそうですよね。
事務局	自治会館の建設補助金なんかは、補助率3分の1で上限500万円となっていますが、やはり自治会側の自己負担も大きいので、何年かに1回という形になりますね。
	その他では、9番のコミュニティ助成事業に関する補助金は、市が直接ではないですが、財団法人の自治総合センターという機関が、宝くじの売上金を原資に、地域のコミュニティ活動に使用する備品などの購入について、年間250万円を補助するというのがあります。これについては広報誌やホームページを通じて公募する形をとっています。これなんかは、公平性を担保するために、各自治会組織等から複数の申請があった場合は抽選で対象団体を決定しています。
辻委員長	先ほどの防犯灯の電気代への補助の話で、防犯灯はLEDですか。
事務局	順次LEDに変えていっています。
辻委員長	そうであるならば、かなり電気代の削減に繋がっているのではないですか。



事務局	<p>実績額を見ると、平成27年度は約618万で平成28年度は約469万円ということで約150万円減少しているということで、それがそのままLEDに変えた効果かどうかははっきりは分かりませんが、いずれにしても減少はしています。</p>
坂本委員	<p>防犯灯の設置本数にもよるでしょうね。</p>
事務局	<p>原課から聞いた話では、防犯というのは、どこまで設置すれば万全かという基準がないのが悩ましい部分であるとのことでした。</p>
坂本委員	<p>地区で設置する防犯灯と、市が道路上に設置する街路灯との住み分けも難しい問題でしょうね。</p>
藤岡委員	<p>防犯灯については、市民の安心安全を市が守る義務があるということで、補助ではなくて全額市が出すべきではないかという議論も一方ではあります。ですが、本市としては、市民と行政協働のまちづくりということで、自治会にも一定の負担をして欲しいということで折半による補助という意味合いもあります。</p> <p>他の補助事業にも当てはまると思いますが、本来市がすべきものを、市民との協働という観点で、補助金という形でやってもらっているものもありますし、逆に市民側からやりたいと思うことで補完的にやってもらっていることもありますし、そのあたりの色分けも補助金の中にはある気がします。</p>
辻委員長	<p>LED化率は今何%位ですか。</p>
事務局	<p>率については今詳しくは把握しておりませんが、今年度位でほぼ終わると聞いています。</p>

辻委員長	<p>なら、金額的には最大時から3分の1とか4分の1とか減っている感じですよ。で、LED照明器具に切り替える費用というのはどこが負担しているのですか。</p>
事務局	<p>設置に関しては市になります。LEDが切れた時の球の交換は自治会でとなっていたかと思います。</p>
施副委員長	<p>補助金というのは、普通半額とかで基本的には全額補助ということはないと思いますが、そのあたりはどうですか。</p>
事務局	<p>当課の例で言いますと、13番の田原地域まちづくり補助金というのがありまして、平成28年度で終了したものになるのですが、これについては市が100%出しておりまして、まちづくり協議会自体は自己財源は0という状態でした。予算提案制度という制度に則って運用を行っていたのですが、これがいわゆる公募型ではなく、まちづくり協議会のみを対象として100%補助金を交付するという制度であったために、当初こそは、まちづくりに意欲のある方が、市から補助金を受けて様々なことに取り組むことができるということで、種々の取組みを検討されておられたのですが、年を経過するとともに、競争相手がなく、活動予算が確保されやすいということで、結果的に100%の補助金があるということが、悪い意味での行政への依存心を生み、うまくいかなかった例となりました。これは我々行政側として一番反省しているところでして、今後検討していく新たな補助制度について考えているのは、きちんと公募を行って競争原理を働かせる必要があると感じているとともに、やはり100%補助はないのかなと考えています。</p>
辻委員長	<p>私は個人的には100%補助もあっていいかなと思っています。ただ、期間を限定する、時限性を持たせるということと、ちゃんとした成果報告を上げて求めてどう検証するかということが重要だと思います。我々研究者で言えば科研費というのがありまして、例えば3年でどういうような事をして、どうい</p>

	<p>うような成果を出すかということを経前に申請書の形で出して、それが審査されて採択される。やっぱり明確になりますよね。だからもし100%の補助を行うのであれば、期間限定であるということと、成果を検証するというシステムを作れば私はそれで良いのではと思います。</p>
<p>施副委員長</p>	<p>私は100%ということになると、補助金ではなくて委託かなとも思います。但し、毎年検証を行った上で、金額を調整していくという方法もあると思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>もう1点課題があったのが、いくら100%であったとしても、補助金である以上は当然用途が限られるのですが、活動の一環として補完的に補助金の目的外の事を行いたいということであっても、一切自己財源がなかったため、団体側で対応ができなかったということもありました。</p>
<p>施副委員長</p>	<p>やはりこのやり方は先ほど言われたように依存性を生むだけで、個人的には良くないと思いますね。</p>
<p>事務局</p>	<p>おっしゃるとおりで、元々の立ち上げの理念自体は良かったと思いますが、それには地域の方とのコミットメントに基づいて進めていく必要があった。ところが、どちらかという行政側が団体の活動に入り込み過ぎてそれが常態化していったという部分が反省としてありますので、やはり適切な役割分担は重要と感じています。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>まちづくり協議会の例で100%の補助をするならば、こういう補助制度があります、この制度を使ってこういうまちづくりをするというアイデアがある、当然申請には申請書を書く必要があるし、その検証はきちんとする必要があるしということで、要するに市民の中から自発的にそういうことを行うグループが出てくることをサポートするという仕組みがないとなかなかできないと思います。</p>

事務局	まさしく、そういう部分をサポートできるような新たな補助制度を作りたいと考えているところです。
辻委員長	こういう例と同じような補助金というのは他にもあるのですか。
事務局	100%補助ということであれば他にもありますが、まちづくり補助金の特徴的なところは、資金的に100%補助であることに加えて、事務に関わる職員の人的負担も大きかったというところになります。
辻委員長	4番の人権擁護委員会啓発事業補助金というのは4万5千円ということですが、これは何に使っておられるのですか。
事務局	これは人権啓発事業に関する作文用紙や表彰状などの消耗品と聞いていますね。事業の詳しいところまでは分かりませんが、個人的には金額的にも本当に補助金として対応が必要であるのかどうか疑問に感じる部分もあります。
事務局	はじめに坂本委員がおっしゃられていた材料支給で可能なものかもしれませんね。
施副委員長	材料費として使った分の領収書を持って来てということですか。
事務局	そうではなくて、事業や活動自体は行政として必要なものであるというのが大前提で、市で予算化して、市で物品を購入して渡すという形ですね。
藤岡委員	その考え方に沿って変えていける事業が結構あるような気がしますね。
坂本委員	結構多いでしょうね。

増田委員	<p>補助金としてお金を渡して原稿用紙を買っていただくのか、行政の予算執行として職員が原稿用紙を買いに行くのかという部分で、もしかしたら補助金としてお金を渡す方が、例えば職員の手間が減ったりして、そちらの方が良い部分もあるのではないのでしょうか。</p>
藤岡委員	<p>その手間もありますが、実績報告などで領収書を添付して精算する事務や、補助事業の効果としてどういう成果が上がったかというのを証明するのも、それはそれで結構手間になる部分も考えると、職員が購入する方が早いという考え方もありますね。</p>
坂本委員	<p>それとやっぱりこの一覧表を見ていて、数万円程度の補助金というのが結構あると思うのですが、市として俯瞰的に見た場合に数万円でもどのくらいの効果が出るのか、効果という観点で見るとあまり効果的ではないのではと感じていて、何かもう一工夫するような部分が必要ではないかと思っています。</p>
事務局	<p>そうですね、ひとつは事業としての効果という部分で、実際には事業費補助なのか団体の運営費補助になってしまっているのかというところで、実質的に運営費補助になってしまっているのであればその効果というのは目に見えて分からないところはあります。</p>
坂本委員	<p>運営費に対する補助の場合に、数万円ということであれば、運営にいったいどれくらいの影響があるかと言えばそんなにはないだろうという面もあると思います。そうしたら、その団体が自主的な財源を確保するといったような自助努力も必要になってくるのではと考えています。</p> <p>例えば何かのイベントをする際に、補助金だけで開催費用を賄うのではなく、その団体がチケットを販売してその収益を開催費に充てるといったような工夫も必要かなと思います。</p>

<p>辻委員長</p>	<p>今おっしゃったように、本当にそのままでもいいのだろうかということで、少額の補助金については見直す価値はあると思いますね。</p> <p>先ほどの原稿用紙や表彰状などの消耗品について、毎年4万5千円と決まっていた場合に、実際問題としてある年は3万円で終わることも考えられる訳で、そうすると本来の4万5千円が正しい金額なのかということも考えられますよね。</p>
<p>施副委員長</p>	<p>これから年度末までに補助金の在り方に関するルールを作っていく中で、補助金とは違うもの、出てきた負担金や委託事業などができるだけ入り込まないようにしないと、せっかく作った新しい補助金のルールや制度が活かしにくくなるので、その点気を付けていきたいというのが1点と、先ほど出てきた文具とか材料費の話やまちづくり協議会の話で、市と市民団体とのお付き合いという意味合いもあると思いますが、市が市民活動に対して補助金を出すにあたって、市としてどんな活動をしてほしいか、補助金を出す側としてどういうことを意図しているのかということが現時点ではあまり感じられないと思っています。</p>
<p>事務局</p>	<p>市が明確な政策的な意図をもって補助金を出さなければいけないという課題ですね。行政側の我々が分からないということになれば、一般の市民の方はより分からないということになる訳ですからね。</p>
<p>施副委員長</p>	<p>今この場でいろいろな話をしていますが、この場でもどういう市民活動をやってほしいかというのが見えてこないというのを正直感じていて、判断基準を作るのも難しいなと思っています。</p>
<p>坂本委員</p>	<p>やはり、市が補助金出すにあたっては、市としての政策的意図というのを明確化する必要があると思います。漠然とした、なんとか活動補助金では市民になかなか伝わりにくい部分があると思いますので、市はこうしてほしい、こういう形で地域を活性化したいという具体性を持ったものを提示して、それに乗</p>

	<p>つかってくれるような各種団体とか個人を促すようなことが必要かなと思います。</p>
<p>施副委員長</p>	<p>寝屋川市の資料をいただきましたけれども、こういう書き方をすると確かにどこの地域も補助金に関する課題は概ね同じに見えますが、市町村ごとにどうい自治体になっていきたいかは違うと思うので、そういう観点に基づいて補助金とはどうあるべきかということについて議論を進めていくことがこの検討会の肝ではないかと考えています。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>先ほども言いましたが、寝屋川の資料にあるような補助金評価の視点というか、原則をどう作るかが今年度の課題であると思っています。例えばこの中に自立性の原則のというのがあって、市民がまず主体的に活動するというモチベーションがないとダメだと思うので、例えば地域・市民イニシアチブの原則とかいうふうに、補助金の出発点はまず市民とか地域ですよと、それに対して市はサポートしますよというような原則とかです。</p> <p>あとはやはり成果の評価をするために市の組織を一元化するというようなものであったりとか、あとはフロンティアと言いますか、新しい活動を重点的に支援しますよとか、そういった積極的に市を動かしていくような補助金であるべきではないかなと思っています。</p> <p>単にばらまきとか現状を踏襲するのではなく、こういう趣旨の下に再構築しますよというような判断で来年度から補助金を見直していきますよというような原則を考えたらどうかなと思います。</p>
<p>施副委員長</p>	<p>先ほど少し言いかけたのですが、僕からの提案なのですが、新たな事業の募集時にはまず趣旨を明確にした上で応募団体の方からは企画書を求めて、後の効果検証を見据えて、応募団体の主観で例えば1年後にはこういった成果をめざしてこの補助金を申請しますよといったような形が良いと考えています。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>今年度に我々がしなければいけないのはまず原則だと思っていまして、副委</p>

	<p>員長今おっしゃっていただいているのは来年、またはその次の年の話であって、大枠でどういう補助金の在り方であるとか方向性について、まず今年度僕は決めたらどうかと思っています。市民の皆さんに、こういう方向でいきますという事を提示できるところまでを今年度して、来年度かそれ以降に、こういう形で応募してくださいねというようなスケジュールになってくると思っていますので、今年度にそこまで行くのは難しいと思います。</p>
施副委員長	<p>今年度で作るルールに対しての参考意見ということで述べさせていただきます。</p>
藤岡委員	<p>そういうことをやっていくというのを見越して、こういうルール化も必要になってくるよねという事ですよね。</p>
事務局	<p>今副委員長おっしゃったことは次年度以降取り組む予定で、既存補助金にそれをそのまま当てはめるのはなかなか難しいですが、新たに構築する補助制度については今おっしゃったような提案を盛り込みたいと考えていますので、その時により具体的なご提案をいただければと考えています。</p>
施副委員長	<p>あくまでも参考ということですので、とりあえず最後までお話をさせていただきます。先ほどの続きですが、事業が終了した後は、団体側から活動報告を出していただいて、当初提出のあった企画書と実績報告を照らし合わせながら、行政が求める効果の検証を行って、再来年度も補助金を交付するかを決める、そこで例えばなかなか成果が上がっていないということになれば補助金の交付を打ち切るといったような事もやっていったら良いと思います。</p>
辻委員長	<p>既存補助金を交付している各団体と今年度に我々が何らかのアクションを起こすべきという話ですか。</p>
事務局	<p>事務局から確認したいのですが、今副委員長おっしゃったのは、今後この検</p>



<p>施副委員長</p>	<p>討会で形作っていかうとしている新たな制度のお話をしていただいたということで良いのですよね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p> <p>だから、スケジュール的にはおそらく平成30年度にその話をしていく形になるので、副委員長おっしゃったような方向性を踏まえながら、今年度補助金の在り方に関する大枠のルールを作っていきますという形でよろしいのですよね。</p>
<p>施副委員長</p>	<p>今年度のことで言いたいのは、評価基準を作るときには必ず相対的で、絶対的な評価基準というのではないと思っていまして、では何が相対的かというと、補助金を出す市側の意図、それに対して補助金を受ける側の団体の企画、こういう成果を出すという意味も含めてですが、その双方を審査するという発想です。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>要するに、こういう方向でしますよ、来年からはちゃんとやってくださいというのを今年度にお知らせするということですか。それは少しリスクな気がしますね。というのは、我々自身が方向性、原則というのを明確に持っていない中で今年度に皆さん方にお伝えするというのは、我々の意図を必ずしもちゃんとそのまま理解してくれるとは限らないと思いますので、我々が考えたことを、例えば半年か1年位、次年度である程度庁内でコンセンサスができて、その上で次のステップかなという気がします。</p>
<p>施副委員長</p>	<p>だから僕は一応3年の猶予を考えていまして、その間にこちらの思うように活動を改善していってくださいねという形で。僕は必ずしも今日の資料の87補助金を切るという発想はないので。</p>

辻委員長	でも今の段階でおそらくそういう話を検討会として持って行くと、我々はカットを目的としていると思われると思います。僕ならそう受け止めます。アクションを起こしてきた段階で、ああ、そういう下準備かなということ。
施副委員長	僕ももっと団体に活動を活発化してほしいという思いがありますのでね。補助金をもらうだけで活動をする気がないところがあれば意味がないので。
事務局	確かに副委員長おっしゃる形で、団体の自立を促すためには、団体側にも一定の自覚を持ってきっちりやっていただく必要はあると考えますが、ただ、おそらくそれを導入した場合、現状で言えば、生き残れる団体もあるとは思いますが、正直十分に対応しきれない団体も多くあるのが事実だと思います。そこは行政としても、いただいた報告について庁内でコンセンサスを得る必要がありますし、先ほど3年の猶予という話もありましたが、これまでの行政と良好な関係を保ってやってきているものも多く、団体の中にも自立の意欲がありながら能力的に追いつかないというところには行政としても支援する必要があると考えます。
施副委員長	僕もそう思います。
辻委員長	今年度ある程度の方向性を決めて、次年度で個々に細かく見ていくということなので、概ねこれで行けそうだなという評価基準ができたときに、市民のみなさん手を挙げてねということで、挙げてきた人たちをフォローしていくと。
事務局	まずは新しく作る制度については、副委員長おっしゃっているような要素も入れて公募でというイメージで、既存補助金についてはより丁寧な対応をしていく必要があると考えています。
辻委員長	僕は機構改革とか組織改革のような改革を行う場合に、個別のことをやるの

	<p>は難しいと思っています。ある一定の総論的なラインがあって、そこに届くか届かないかという判断をした方が、おそらくいい意味でドラスティックに変えることができるのではないかと。だから個別対応というよりも、ある一定の評価基準があって、そこを我々がどううまく作るかという事が一番大事かなと思います。その基準があった上で個別対応をしていった方が良いと思っています。</p>
	<p>もちろん、これまでの歴史的な経緯や伝統があるものもあるので、そういった事も踏まえる必要も確かにあります。ただ、それに引っ張られてずっと行くのかというのもあるので、ある一定のルールを作って、それに近づけていってほしいですねというような事が大事かなと思います。</p>
<p>施副委員長</p>	<p>もう一つ、団体への運営費補助か事業費補助なのかという話の中がありました。僕が先ほど話した提案は事業費補助の方で、団体への運営費補助の方では考えていません。来年度かそれ以降、公募提案によって新しい団体が新たな補助制度を利用する場合、今委員長が言われたようなスキームを作って運用していくのが良いと思います。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>副委員長も今日の資料読まれて感じられたかと思えますし、先ほど一元化という話もさせてもらいましたが、かなり多岐に亘る補助をやっていて分かりにくいと思いますので、新しい補助金制度を取りまとめる担当課を作っていくというのはどうなのでしょう</p>
<p>事務局</p>	<p>補助金により特化して業務を進めるということであればできないことはないと思いますが、職員も減少し、様々な業務を兼務する中、現状では少し難しいのではないかとというのが正直な感想です。</p>
<p>辻委員長</p>	<p>僕が思っているのは、例えば地域協働課が担当だったとして、自治会とか事務分掌上の補助金について、各課個別に対応するのではなくて、予算化するというような判断は現状と同じ財政の部署がやって、申請が上がってきた補助金</p>

	<p>については、地域協働課で全庁的にまとめてまずそこで集約して判断するといったような組織を作られたらどうかという事です。</p>
事務局	<p>今でも一定額以上の補助金であれば、財政課の方にも合議といって文書が回るルールには一応なっています。</p>
辻委員長	<p>ただ、財政では金額的なことしか見ないと思うので、補助金の実績の評価であつたりとか実際の内容であつたりとかを一元的に見る部署が僕はあつた方が良いと思っています。</p>
増田委員	<p>補助金に関して統一的な基準があつた方が良いのではないかと思います。現状、おそらく個々の補助金はそれぞれ個別の要綱に従って出しておられるかと思いますが、おそらく補助金ごとに異なる要件があつて、それを満たしているかを基準に交付されているので判断基準がバラバラになって統一が難しくなっているのが現状かと思しますので、統一的に四條畷市としてこういうふうに出していきますというようなものがあつた方が良いと思います。</p>
事務局	<p>一応補助金に関しては、交付規則というものがあるのですが、あくまでも会計的な観点で、こういう添付書類を付けてくださいというような内容にしかなくないのが現状ですね。</p>
増田委員	<p>例えば自主性を重んじられるのであれば、統一的な規則を作って、補助金は市の機関の一部ではない自主独立した組織に交付します、そうでないものは市の事業としてやるというような整理をすとか、他には団体の運営費補助か事業費への補助かは必ず出すときに分けるとか、そういったことを書いておくと少し分かりやすくなるのかなというふうにはと思います。</p>
辻委員長	<p>今正におっしゃられたように、新しい補助金規則のようなものは作るべきなのでしょうね。</p>

事務局	事務局としては、少なくとも今後この場で作っていく新しいものについては、提言いただいた内容に沿う形でやっていきたいと思っています。
辻委員長	やっぱりどういう原則で補助金を使うかとか、補助先を決めるかといったある程度のルールは必要ですね。
藤岡委員	ただ、難しいのは、市がお願いしてやってもらっていることに対して補助金をつけているものも多く入っているので、そういうことを言うならもうやらないよとなった時に市が困る事業もあるかもしれないですね。
辻委員長	委託とはまた違うのですか。
藤岡委員	委託になると契約が前提になってきますので、市の責務でやることに対して報酬としてお金を払う形になります。
	補助金はいくまでも団体などの自主事業であるけれども、市の政策に合致する部分もあるから市としてもやってほしいという形になります。この形の時に、やらないよと言われた場合に市の政策が止まる事態になった時、その事業自体をどうするかといった問題が発生するということも考えられると思います。
辻委員長	それは補助金ではなくて別の形でということですか。
藤岡委員	そうです。補助金ではなくて別の形で残すのか、そこは行政としてもその時に考え方を持っておかないと、単に対立した結果もういいですということにはならないものも出てくると思います。
辻委員長	そういう意味でいうと、この表の中に実際どのくらいそういうものがあるのかという点にも注意する必要がありますよね。

藤岡委員	補助なのか、市の政策なのかというところですよ。この部分については、先進事例なども見ながら、実際に運用が始まったときにどういうひずみがあったのかなど、生の声も調べる必要があると思います。
辻委員長	これまでの我々の意見をまとめると、基本的には補助金の新しいルールを作ることが大事かと思います。そこでどういう原則を作るかということですね。
事務局	そのルールを作るときの大元になるのが、今回まとめていただく補助金の方向性のエッセンスになると思います。
藤岡委員	今日は、団体補助なのか事業費補助なのか、委託か補助金か、補助金だとしても、お金で出すのか材料支給という形で出すのかなど、いろいろな論点が出ましたよね。そういうところをまとめていければ、ある程度他市事例にも似てくるのかなと思います。
坂本委員	近い形にはなってくるでしょうね。
事務局	今日は本市の補助金に関する総論的な課題を中心に様々な意見をいただきました。これらを踏まえ、他市事例も参考にしながら、一度事務局の方で報告書の草案的なものを作らせていただいて、次回に資料として提出させていただきたいと思います。
辻委員長	それでは本日はこういう形で、次第の1を終わりたいと思います。次に次第の2のその他ということですが、事務局から何かありますでしょうか。
事務局	次回の検討会のご案内だけさせていただきたいと思います。次回は12月19日の火曜日、午前10時からということで、会議室はまた別途ご連絡させて

	いただきますのでよろしくお願いいたします。
辻委員長	それでは本日の検討会はこれで終了します。ありがとうございます。

※辻委員の「辻」の標記は、正しくはしんじょうの「、」がひとつですが、標記の関係上「辻」としています。